

(仮称) 藍住町世代間交流施設整備事業

設計・施工者選定基準

令和7年4月

令和7年5月 修正

藍住町

目次

1	設計・施工者選定基準の位置づけ.....	1
2	審査の概要	1
	（1）審査の方法.....	1
	（2）審査の体制.....	1
	（3）審査の手順.....	2
3	審査基準.....	3
	（1）資格審査.....	3
	（2）提案審査.....	3

1 設計・施工者選定基準の位置づけ

本設計・施工者選定基準は、藍住町（以下「町」という。）が、（仮称）藍住町世代間交流施設整備事業（以下「本事業」という。）の事業者を選定するにあたって、最も優れた提案を行った事業者を選定するための方法、手順、評価基準等を示したものである。

2 審査の概要

（１）審査の方法

審査の方法は、本事業の公募型プロポーザルに参加する者（以下、「応募者」という。）の備えるべき参加資格要件に関する「資格審査」と、応募者からの提案価格及び提案書の提案内容に関する「提案審査」による２段階で実施する。

資格審査は、本事業への参加表明を行った者の参加資格要件の適格性を審査するために行うものとする。

提案審査は、参加資格審査を通過した者を対象として、提案書の提案内容の評価（以下「定性的審査」という。）、提案価格の定量的な評価（以下「定量的審査」という。）により行い、定性的審査により定性的評価点を算出し、定量的審査により定量的評価点を算出する。

【定性的審査・定量的審査の配点】

提案審査の内容	配点
定性的審査	9-0 <u>1 3 5</u>
定量的審査	1-0 <u>1 5</u>

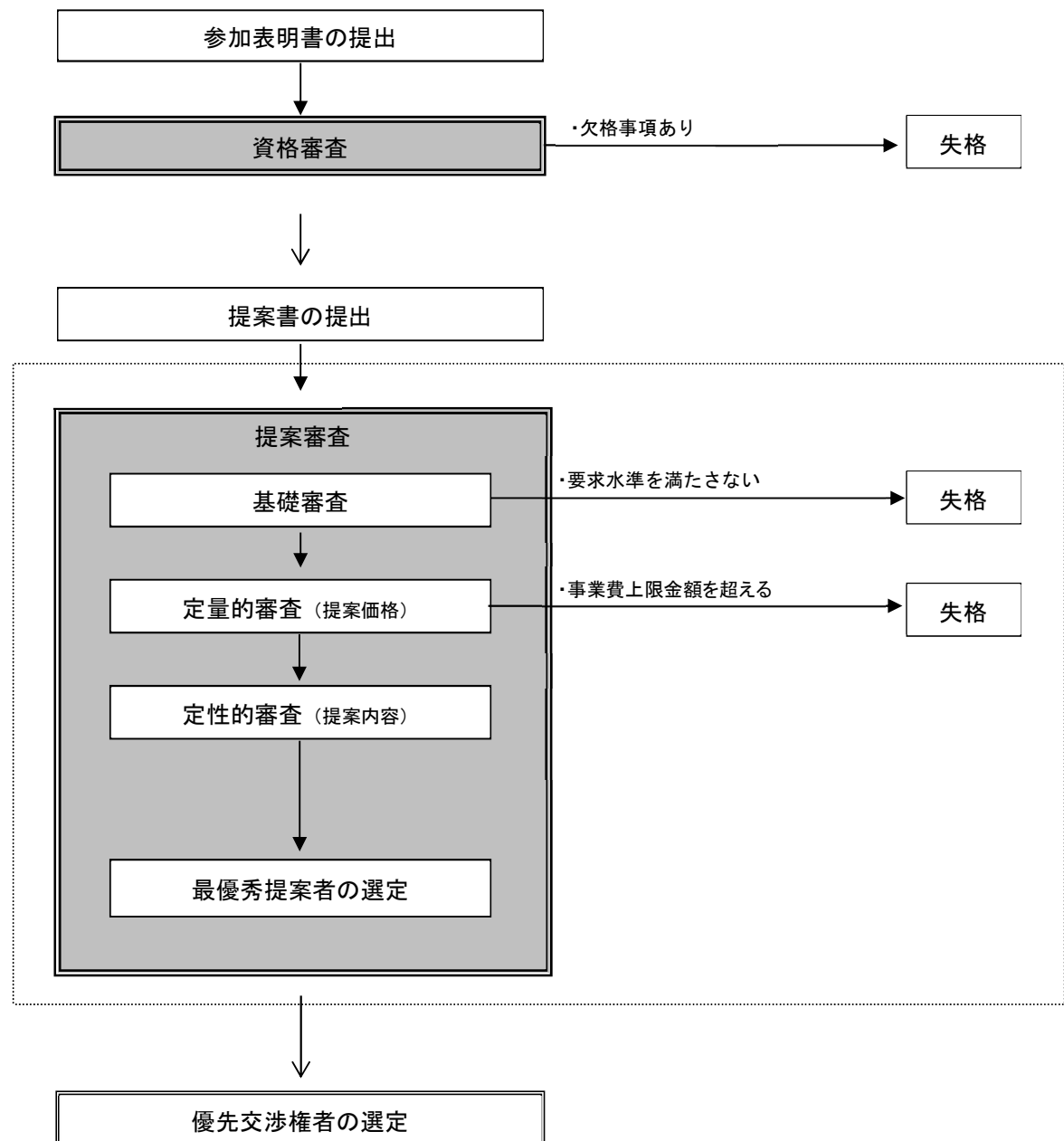
（２）審査の体制

町は、本公募の実施に際し、中立かつ公正な事業者の選定が行われるよう審議を行うことを目的として（仮称）藍住町世代間交流施設整備事業設計・施工者選定委員会（以下「選定委員会」とする。）を設置する。

選定委員会は、提案書について本設計・施工者選定基準に定める審査基準に基づき評価を行い、最優秀提案者を選定する。町は、この結果を踏まえ、本事業の優先交渉権者及び次点交渉権者を決定するものとする。

(3) 審査の手順

審査の手順は、以下のとおりである。



3 審査基準

(1) 資格審査

募集要項において示す応募者の備えるべき参加資格について審査を行う。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

(2) 提案審査

ア 基礎的事項の確認（基礎審査）

提案書に記載された内容が、町の要求する水準及び性能に適合していることを「要求水準書」及びく様式4-4「基礎的事項に関する確認書」に基づき確認する。提案書の内容に町の要求する水準及び性能を明らかに満たさない事項がある場合には失格とすることがある。

イ 提案内容の審査

提案書の内容について、次頁以降に示す審査項目ごとに、評価の視点に基づき評価を行う。~~定性的審査の評価点付与基準は、以下に示す5段階によるものとし、評価に従い各審査項目の配点に対応する係数を乗じて算出するものとする。~~

~~【定性的審査基準】~~

評価 区分	評価内容	採点基準
A	提案内容が優れている	配点× 1.0
B	提案内容がやや優れている	配点× 0.75
C	提案内容が標準的	配点× 0.5
D	提案内容がやや劣っている	配点× 0.25
E	提案内容が劣っている	配点×0

【定性的審査の審査項目、評価の視点と配点】

	審査項目	評価の視点	配点
1 事業実施に関する事項			
(1)	実施体制・実施計画	・ 確実な業務の遂行に向けた実施体制 ・ 事業実施に係るリスク管理方針	10
(2)	施工計画	・ 品質、工程、現場の管理 ・ 無理のない工程計画 ・ 近隣への配慮	10
(3)	地域貢献	・ 町内企業の活用金額 町内企業への発注※金額／提案価格（総額） 15%以上： 10 15 点、15%未満～10%： 6 9 点、10%未満～5%： 4 6 点、5%未満～1%： 1 2 点	10 15
2 施設整備に関する事項			
(1)	世代間交流ゾーンの形成	・ 正法寺川公園など周辺環境と調和し、新しい景観を形成しているか ・ 公衆便所の計画は適切か	10 20
		・ 新しい多世代交流施設に相応しいデザイン（外観）となっているか	10 20
(2)	施設計画全般	・ 世代間の交流や新しい交流の創出に配慮した各室構成及びデザイン（内観）となっているか	10 20
		・ 災害、浸水への対応	5 10
		→各室計画は適正か	5
		・ 省エネルギー計画は適正か ・ <u>耐用性、保全性は確保されているか（基本的性能の経済性の項目の確保）</u>	10 15
		・ 新橋計画は適正か	10
3 その他独自提案に関する事項			
<u>その他独自提案</u>		・ <u>その他要求水準書に定める事項以外において、独自の効果的な提案がなされているか。</u>	5
配点合計			90 135

※町内企業への発注は、事業者からの直接注文（一次下請業者）までとする。

ウ 定性的審査の要件

定性的評価点は、選定委員会の各委員の評価点の平均により算出することとし、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで算出するものとする。なお、審査点数が4581点に満たない場合は失格とする。

エ 提案価格の確認

本事業に対する提案価格が事業費上限金額を超えていないことを確認する。この提案価格が事業

費上限金額を超える場合は失格とする。

オ 定量的審査

定量的審査においては、以下に示す算定式により定量的評価点を算出する。

定量的審査の配点は~~10~~15点を上限とし、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで算出するものとする。

【定量的評価点の算定式】

$$\text{価格評価点} = \text{~~10~~15点} \times \{ \text{「応募者のうち最低の提案価格」} \div \text{「当該応募者の提案価格」} \}$$

カ 最優秀提案の選定・優先交渉権者の決定

選定委員会は、定性的評価点および定量的評価点の合計点により最優秀、および、次点の提案者を選定する。

町は、選定委員会の評価を受けて、優先交渉権者、および、次点交渉権者を決定する。